

「日本近代文学会の10年後を考えるための課題と提言」における 重要課題についての答申

日本近代文学会企画委員会

主な提案

- 1、日本近代文学会論文賞を制定すること。実施案は3案の中から、評議員会の意向投票を経て決定すること。
- 2、新たに博士の学士を取得した会員の博士論文のリストの公表および執筆者によるポスター発表の実施のための具体的な検討を進めること。
- 3、支部活動活性費の基金を創設すること。
- 4、支部間のプラットフォームを創設するための具体的な検討を進めること。
- 5、日本近代文学会倫理憲章を制定すること。
- 6、研究不正やハラスメント行為に対する啓発の取り組みおよび事案対応のための規程制定の具体的な検討を進めること。
- 7、将来構想ワーキンググループによる「日本近代文学会の10年後を考えるための課題と提言」における提言のさらなる実現のため、企画委員会の後継組織の設置について具体的な検討を進めること。

目次

1	委員会の目的	1
2	検討の経緯	1
3	若手支援・学会賞についての提案	2
4	支部支援についての提案	3
5	倫理規程についての提案	5
6	提案の実現に向けて	7
付1	「日本近代文学会論文賞」選考規程3案	8
付2	博士論文のリストの公表と執筆者によるポスター発表について	10
付3	日本近代文学会倫理憲章（案）	11

1 委員会の目的

日本近代文学会企画委員会（以下「企画委員会」）は、日本近代文学会将来構想ワーキンググループが2021年9月23日に理事会に提出した「日本近代文学会の10年後を考えるための課題と提言」（以下「課題と提言」）を受けて、提言の実施案を策定するため作られた、時限的な委員会である。2022年4月23日の理事会で設置およびメンバーの委嘱が決まり、2022年5月21日の評議員会および5月28日の総会で承認を受け、発足した。任期は2年、メンバーは、下記の12人である。

上田敦子、尾西康充、川口隆行、久保田裕子、河野龍也、五味渕典嗣、田中綾、馬場美佳、日比嘉高、光石亜由美、山口直孝（委員長）、渡部麻実（50音順）

「課題と提言」は、主要な提言だけで12を数える。企画委員会の設立に当たって理事会は、提言のうち重要であり、かつ緊急性を要する課題、若手支援・学会賞、支部支援、倫理規程の策定、の3つに絞り、具体化を進める方針を定めた。

2、検討の経緯

企画委員会は、2022年6月24日に第1回委員会を開催、委員長選出の後、理事会の方針に沿って3つの班を設けて検討していくことを確認した。班および担当委員は、下記の通りである。

若手支援・学会賞（担当：上田敦子・河野龍也・馬場美佳・日比嘉高）
支部支援（担当：川口隆行・久保田裕子・光石亜由美・渡部麻実）
倫理規程の策定（担当：尾西康充・五味渕典嗣・田中綾）

また、2024年度の実施を目指し、2023年度中に答申を提出する日程を確認した。

それ以降企画委員会は、班ごとに資料収集やヒアリングにもとづいて素案を作成し、全体会での検討を通じて具体化する作業を進めてきた。開催した企画委員会は、下記の通りである（オンライン）。

- 第1回 2022年6月24日 委員長の選出、委員会の業務と役割分担の確認、今後の日程の確認
- 第2回 2022年9月25日 各班の進行状況の報告、今後の日程の確認、理事会報告の内容確認
- 第3回 2023年4月9日 各班の進行状況および答申案の検討、今後の日程の確認、理事会および評議員会報告の内容確認
- 第4回 2023年6月4日 各班の進行状況および中間報告案の検討、評議員会および総会における活動報告案の検討、今後の日程の確認
- 第5回 2023年9月24日 各班の進行状況および中間報告案の検討、評議員会における活動報告案の検討、今後の日程の確認、次期体制への申し送り事項の検討
- 第6回 2023年12月2日 答申案の検討、答申案提出に関する日程の確認、次期体制への申し送り事項の検討

企画委員会の発足については、2023年10月3日に日本近代文学会公式ウェブサイト「日本近代文

学会企画委員会発足のお知らせ」を掲載して告知した。また、検討内容については、理事会、評議員会、総会において活動報告を行い、答申案の方向性を説明し、質問や意見に応えた。実施した活動報告は、下記の通りである。

2022年度 第3回理事会（10月1日）、第2回評議員会（10月16日）、臨時総会（10月22日）
2023年度 第1回理事会（4月23日）、第2回理事会（5月27日）、第1回評議員会（6月11日）、2023年度総会（6月24日）、第3回理事会（9月30日）、第2回評議員会（10月15日）

本答申は、活動報告における議論を踏まえて取りまとめたものである。

以下、若手支援・学会賞、支部支援、倫理規程のそれぞれについて、（1）提案の骨子、（2）検討の経緯、（3）今後の手続きやスケジュールの3つに分けて提案および説明を行う。

3、若手支援・学会賞についての提案

（1）提案の骨子

①若手研究者を支援し、研究を活性化させることを目的とした「日本近代文学学会論文賞」（以下、「論文賞」）を設置する。選考方法については、【付1】の3案から評議員による意向投票を経て決定する。

②若手研究者を支援し、学会員等とのつながりを生み出す機会として、当該年度における会員の博士論文のリストの公表と執筆者によるポスター発表とを実施する。要領の素案は【付2】参照。

（2）検討の経緯

「課題と提言」における「3-2-2 若手支援-A 学会賞」の提言（「学会賞について、日本近代文学学会のなかに賛否両論があることを確認」した上で、「若手支援を対象とした学会賞は、就職支援といった意味合いだけでなく、受賞による研究の活性化や交流の広がりなどが想定されることから、設置に向けた取り組みが必要だという結論に至った」）を受け、主に「課題と提言」において提案された2つの方法（「①機関誌『日本近代文学』掲載の論文を対象として、企画委員会（仮称）において受賞者を決定する方式、②博士論文において受賞者を決定する方式」）について、規程案の作成を試みることで、具体的な運用を想定した検討を行った。

若手支援・学会賞班（上田敦子・河野龍也・馬場美佳・日比嘉高）での検討にあたっては、国内外の諸学会の現状を確認するところからはじめ、若手支援としてふさわしい学会賞のあり方について議論を重ねた。その結果、機関誌掲載の論文を対象にした授賞（「日本近代文学学会論文賞」）については、2023年度第2回評議員会にて、次のように提案し、一部修正の上、了承された。

『日本近代文学』に掲載された論文のうち、初めて論文が掲載された者を対象として、賞を制定する。選考方法について、①選考委員会を置き、受賞者1名を選考する、②評議員の投票により、受賞者1名を決定する、③対象者全員を受賞者とする、の3案まで絞ったが、それぞれに長所短所があり、1つに決められない状況である。企画委員会としては、3案を提示し、会員に周知する期間を設けた上で評議員の投票によって決定することを提案したい。

一方、博士論文に対する授賞については、博士論文審査委員と評議員の重なりによる平等性の確保の難しさや、審査の作業量の負担の重さなどについて等、懸念事項が多いという理由から設置は難しいと判断した。このかわりとして議論した結果、当該年度における会員の博士論文のリストの公表と、執筆者によるポスター発表の実施のための素案を作成した。

(3) 今後の手続きやスケジュール

①「論文賞」については、一定の周知期間を設けた後、評議員会において意向投票を行った上で、1案に絞ることとなった。周知および投票については運営委員会に協力を仰ぎ、評議員のメーリングリストを活用する。投票方法は Google フォーム等を検討する。投票は意向を問うものであり、その多寡をただちに結論に結びつけるのが適切かどうかも含めて、投票結果の扱いを事前に慎重に検討しておく必要がある。これらを 2024 年度前半に実施し、後半を準備期間とするのがのぞましい。

②博士論文のリストの公表と執筆者によるポスター発表については、具体化に向けてさらなる検討が必要である。運営委員会や編集委員会の協力なくしては実行が不可能であるため、当然、両委員会の負担の問題も生じる。今後、実施方法をさらに検討した上で、両委員会とも相談を行い、議論を進める必要がある。

その他

新人全員に新人賞を授与し、その上で優秀賞の選考を行うという案も、一度企画委員会内で検討されている。

4、支部支援についての提案

(1) 提案の骨子

①「支部活動活性化費」（案）を新設し、外部講師の謝金、発表者の旅費等の補助を行うことにより支部の活動の活性化を支援する。

②支部間のプラットフォームを作成し、上記①を遂行するために有機的に結合させて、支部間の交流、もしくは学会員以外の各地域の一般の方や地域の文学館・資料館などとの交流を促進する。

③特に、各地域で活躍する若手の活動を支援し、将来に向けての人材の育成、学会の活性化を促す。

④支部間に不公平が生じないような仕組み、配分した予算の適正執行が行える仕組みを考える。

⑤支部に入っていない学会員にも資する活動であることに留意する。

(2) 検討の経緯と問題意識

「課題と提言」には、「主要な提言」として「A 支部の情報が集まるプラットフォーム、またはコミュニケーションツール」の構築、「B 支部活動への支援」、「C オンライン支部会への補助（Zoom 契約など）」が記されている。

企画委員会の支部支援班（川口隆行・久保田裕子・光石亜由美・渡部麻実）では、「課題と提言」を受けて「支部活動活性化費の運用」と、「支部間のプラットフォーム」とについて検討した。

〈1〉支部活動活性化費の運用

支部支援班では次の 2 案を検討した。

〔案1〕 現行の支部支援金に、「支部活動活性化費」（案）を上乗せして支給し、執行は支部に任せる。
〔案2〕 理事会内に「支部連絡調整担当理事」（仮）を設け、執行については担当理事と支部間で行う。また、「支部活動活性化基金」（仮）を新設し、「支部活動活性化費」の執行を行う。

上記、2案を検討した結果、〔案2〕のほうが、従来の「支部支援金」との性格が区別され、支部間の研究・発表などの交流を促し、学会全体の活動を活性化させ、また、支部に所属していない会員にも資するという提案の骨子にかなうと判断した。

〔案2〕の詳細については以下のとおりである。

①理事会の中に、「支部連絡調整担当理事」（以下、「担当理事」）を置き、担当理事は各支部から「支部活動活性化基金」（仮）の申請を受け、執行の可否を決定し、支部への振り込み、会計監査を担う。なお、担当理事の設置については理事会で検討する。また、「支部活動活性化基金」（仮）を設立する提案を総会において行う。

〈支部活動活性化費執行のおおまかな流れ〉

- ・支部連絡調整担当理事は、支部からの支部活動活性化費の申請を受け付ける。
- ・担当理事は、申請された項目について執行の可否を決定する。
- ・担当理事は、支部から領収書を受け取ったら支部活動活性化基金から支部に振り込む。
- ・担当理事は会計報告書類を作成し、会計監査を受ける。
- ・担当理事は基金の管理を担う。

②支部活動活性化費の申請

- ・支部活動活性化費については、支部からの申請で支給（上限10万円）
- ・申請時期は自由（申請は年1回）
- ・申請期間は4月～12月末
- ・執行期限 4月～翌年3月末
- ・申請できる項目に関しては、原則、以下③の三項目に限る。
- ・原則立替払い

③執行できる項目は、上記、基本方針と意義にかなうものとする。

- ・外部講師（日本近代文学会会員外）の謝金（交通費・宿泊費も含む）
- ・他支部に所属する発表者の旅費（謝金は対象外とする）
- ・オンライン、ハイブリッド開催に関する費用（支部例会のZoom、ウェビナーなどの契約料、業者への委託費用など）

〈2〉支部間のプラットフォームについて

プラットフォームについては、学会全体のホームページの改変やメンバーリストの設置とともに検討したほうが有効であると考えます。については、広報委員会の設置等、学会全体において包括的な議論がなされることを提案する。

(3) 今後の手続きやスケジュール

〈1〉支部活動活性化費の運用

- ①理事会において「支部連絡調整担当理事」の設置を検討する。
- ②総会において、「支部活動活性化基金」（仮）の設置を提案する。

③申請書類の書式の検討、支払い方法の詳細についての検討を進める。

〈2〉支部間のプラットフォームについて

上記について、学会全体において包括的な議論がなされることを提案する。

5、倫理規程についての提案

(1) 提案の骨子

①会員が学会での研究・教育・組織運営にあたって依拠する行動規範として、「日本近代文学会倫理憲章」（以下、「憲章」。【付3】）を定める。

②学会全体で「憲章」の趣旨を共有し、研究不正やハラスメントの防止に向け啓発活動に積極的に取り組む。また、学会として研究倫理に関する議論を活性化させる。

(2) 検討の経緯と問題意識

「課題と提言」には、「主要な提言」の最初の項目として「会則に〈倫理規定〉に関わる項目を設け、別に細則を設ける」ことが記された。倫理規程班（尾西・五味渕・田中）は、この「課題と提言」にもとづき、本学会としてどのような規程が必要か、その規程を実質化させるためにはどんな手立てが必要かについて、議論を重ねた。

なお、「課題と提言」では「倫理規定」と記されたが、加藤邦彦氏の問題提起（「子午線 研究倫理について思うこと」『日本文学』2022年3月）を受けて、企画委員会では「研究者自身が自らの行動について考えること」という意義を重視し、「倫理規程」と表記したい旨を提案し、了承された。

班内での検討にあたっては、科学技術振興機構「研究公正ポータル」や、日本学術会議が公開している「科学者の行動規範」を参照した他、主に人文・社会科学系各学会の同種の規程を確認した。また、人文学分野で問題となった研究不正の事例を精査し、研究者の所属する組織・機関とは別に、学会として意識すべきことがらについても議論した。

その結果、以下の方針で原案策定に臨むことを企画委員会に提案し、了承された。

①「会則」とは別に、行動規範的な内容を含む文章を制定する。

②当面は研究者が自らの行動を律する基準となるガイドライン的な内容として、学会全体で問題意識の共有と防止啓発活動に努める。

議論の過程では、とくにハラスメント問題に関して、より厳しい内容の規程が必要ではないか、という意見もあった。だが、倫理規程班としては、学会は学術研究を志す構成員が自発的に参加する組織であることを踏まえ、会員による公正かつ誠実な研究活動が保障される環境を作っていくためには、まずは会員一人一人の自覚を促し、意識の向上を図ることを優先させるべき、という立場で一致した。そこで、「日本近代文学会倫理憲章」の最初の項目に「学会の責務」として、「本憲章の徹底に努めるとともに、研究不正・研究倫理にかかる議論を積極的に喚起し、啓発活動に努めなければならない」と明記した。

この点は、日本近代文学研究にとっての「研究倫理」の問題にも関係する。これまで日本近代文学研究では、書き手の残した書簡やノート等を研究資料として活用してきた。だが、いわゆるプライバシー情報を含むこれら資料の活用の際して、個人情報保護の観点に基づき、社会から研究者に求めら

れる責務を果たしていく上では、問題を個々の研究者に委ねるのではなく、学会として議論を喚起していく必要があるのではないか。

当然ながら、「憲章」を制定すること自体が目的となってはならない。今回の議論を出発点に、とりわけ若手研究者の研究環境をより望ましいものとしていくために、学会全体として、さらなる努力が求められよう。

(3) 今後の手続きやスケジュール

①2024年度の総会で「憲章」を制定する。「憲章」の改廃に関しては、総会での議論を経るものと位置づける。

②「憲章」をもとに、研究不正やハラスメントの防止に向けた啓発の取り組みを本格化する。現企画委員会の後継組織が作られるならば、その組織において具体的な方策を検討することが考えられる。

③上記①・②の検討と実践を踏まえて、学会活動にかかる研究不正やハラスメント行為の調査と対応について定めた細則に関する検討を進める。

6、提案の実現に向けて

以上、若手支援・学会賞、支部支援、倫理規程のそれぞれについて、提案を行い、今後の進め方についても触れた。

「論文賞」については、企画委員会が提示した3案の中から1案を選ぶ投票を評議員において行うスケジュールが定められなければならない。博士論文のリストの公表と執筆者によるポスター発表とについては、具体化のためにさらに議論を行う必要がある。

支部活動活性費については、基金の創設を総会で諮り、承認を受けなければならない。また、運用に当たっては、理事会に担当理事を置き、要領や用務担当者を決めておく必要がある。プラットフォームについては、広報委員会の新たな設置なども含めて、包括的な議論が行われなければならない。

「憲章」については、2024年度の総会で審議し、制定されることを目指す。企画委員会の後継組織が作られた場合、そこにおいて啓発の具体的な取り組みや研究不正やハラスメント行為について対応するための規程や細則の検討を行う必要がある。

今回の答申については、提出後、学会ホームページで公開され、会員に周知されることが望ましい。2024年度から始まる次期の理事会において、スケジュールや対応が速やかに検討される必要がある。今回の提案には、「論文賞」選考規程や「憲章」などの新しい規程の制定、論文賞選考委員会や広報委員会などの新しい委員会の設置なども含まれる。会務の増加の問題を見据えながら、包括的な検討を行い、実施に向けての行程が策定されなければならない。

先述の通り、本答申は、「課題と提言」のうち重要であり、かつ緊急性を要する3つの提言を対象としたものである。「課題と提言」には、まだ検討されていない提言が多く残されている。企画委員会は、時限委員会であり、本答申の提出をもって役割を終えるが、「課題と提言」における提言のさらなる具体化に向けて、企画委員会の後継組織の設置が検討されてよい。企画委員会は理事会の諮問機関であったが、後継組織については位置づけ（理事会との関係）、設置期間（時限か常置か）、役割などが改めて議論される必要があろう。本学会を取り巻く環境は刻々と変化しており、「課題と提言」が提出された2年前と比べても同じとは言えないところがある。「課題と提言」に則りつつ、状況に柔軟に対応しながら継続的に取り組んでいくことが大切である。

【付 1】

「日本近代文学会論文賞」選考規程 3 案

A 案：受賞者 1 名・選考委員会別置案

B 案：受賞者 1 名・評議員投票案

C 案：新人全員受賞案

* 各案の後に、それぞれの論点をあげている。

A 案：受賞者 1 名・選考委員会別置案

1. 目的

日本近代文学会論文賞（以下「本賞」）は、将来性豊かな会員による優れた研究論文を讃え、日本近代文学研究の振興を図ることを目的として設置する。

2. 受賞対象

本賞の対象論文は、当該年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）に発行された『日本近代文学』掲載の論文のうち、執筆者において初めて採択されたものとする。編集委員会の依頼を受けて書かれた論文は、対象としない。

3. 選考委員会

- 1) 本賞の選考にあたり、選考委員会を設置する。選考委員会は、6 名程度の日本近代文学会評議員から構成される。
- 2) 選考委員の委嘱は、理事会の協議を経て、代表理事が指名する。
- 3) 選考委員会は、選考委員の互選により、1 名の選考委員長を選出する。
- 4) 委員長の任期は 1 年とする。
- 5) 選考委員の任期は原則 2 年とし、毎年 3 名程度を改選する。重任は行わない。

4. 選考方法

- 1) 選考委員会は、当該年度において原則として 1 本の受賞論文を選出する。
- 2) 受賞対象となる論文は、選考委員会の合議によって決定する。

5. 賞の授与

- 1) 本賞は、賞状と副賞（賞金）をもって受賞者に授与される。
- 2) 受賞者は、次年度の日本近代文学会春季大会において表彰され、かつ『日本近代文学』誌上などにおいて公表される。

附則

- 1) 本規約は 20●● 年 4 月 1 日から施行する。
- 2) 本規約の変更に関しては、理事会の議を経るものとする。

論点

1. 賞は人を讃えるのか、論文を讃えるのか（案は「論文を讃える」コンセプトで作成）。
2. 賞金は準備できるか。
3. 編集委員会が掲載を認めた質の高い論文にさらに優劣をつけること

が可能か。

4. 時代・対象・分野が異なる多様な論文に優劣をつけることが可能か。
5. 選考委員の選び方について。所属・専門など、選考の公平性が保てるか。候補論文の専門性と合致した選考委員を選べるか。
6. 他委員会との兼任を避けて選考委員を選出するのが次第に困難になるのではないか。
7. 対象論文執筆者の関係者が選考に関与するのを認めるか。

B 案：受賞者 1 名・評議員投票案

* 1. および 2. と附則は A 案と共通

3. 選考委員会

本賞の選考は、日本近代文学会理事会内に設置した選考委員会において行う。

選考委員は理事全員からなり、委員長は代表理事が兼ねる。

4. 選考方法

- 1) 選考委員会は、当該年度において原則として 1 本の受賞論文を選出する。
- 2) 受賞対象となる論文は、評議員の投票により決する。
- 3) 評議員は、各人 1 票の投票権を有し、選考対象論文のうちの 1 本に投票する。
- 4) 選考委員会は、評議会における投票の準備業務および開票業務を担当する。

論点

8. 受賞人数について。複数受賞を認めるか否か。あるいは複数受賞を前提とするか。
9. 選考対象となる論文リストを、編集委員会で準備することが可能か。
10. 投票準備・開票準備の実務をどの担当理事が担うか。評議会内に設置することも検討。

C 案：新人全員受賞案

* 1. および 2. と附則は A 案と共通

3. 受賞認定

受賞資格は編集委員会において認定し、原則として、資格を有する論文すべてに授与する。

論点

11. 賞としての価値や注目度を確保できるか。

【付 2】

博士論文のリストの公表と執筆者によるポスター発表について

実施の要領の素案

I 発表された博士論文についての情報を、『日本近代文学』誌面および学会ウェブサイトにおいて公表・紹介する。

- ・対象論文は、前年度において発表された博士論文とする。（開始後、数年は緩めるか？）

II 学会の大会において、新しく発表された博士論文についてのポスター発表の会場を設ける。

- ・発表資格のある論文は、前年度において発表された博士論文とする。（開始後、数年は緩めるか？）
- ・複数会場のうち一部屋を、ポスター発表会場とする。
- ・ポスター発表会場を、出版社による書籍展示ブースと兼ねる。これにより、博士論文執筆者と出版社担当者とのつながりを支援する。また相乗的に会場の来場者数を増やす。

【付3】

日本近代文学会倫理憲章（案）

2024年*月*日（総会での承認日）

日本近代文学会は、研究・教育・学会運営にあたって会員が共通して依拠する基本原則として、以下の「憲章」を定める。

会則第2条には、「この会は、日本近代文学研究を推進することを目的とする」と記されている。だが、1951年の学会創設から70年以上が経過し、「日本」「近代」「文学」の概念自体が問い直される中で、会員の研究対象や研究の手法は著しく多様化している。

こうした状況の中で、学会は、多様な関心と問題意識を持った研究者が自主的・自発的に参加する開かれた場として、会員の公正かつ誠実な研究活動を支えていく責務を有している。学会ならびに学会員は、文学の研究と教育のさらなる進展を目指すとともに、社会からの信頼と付託に応えるために、本憲章の趣旨を十分に認識して行動することが求められる。

- 1 （学会の責務）学会は、本憲章の徹底に努めるとともに、研究不正・研究倫理にかかる議論を積極的に喚起し、啓発活動に努めなければならない。
- 2 （研究不正の防止）会員は、著作権を侵害してはならない。また、研究活動において、剽窃・盗用・データの捏造や改竄、二重投稿などの不正行為をしたり、加担したりしてはならない。
- 3 （差別の排除）会員は、研究・教育・学会活動・社会に対する発信等の場面において、ジェンダー・セクシュアリティ・国籍・民族的背景・宗教・思想信条・社会的地位・年齢・障害の有無・外見などの属性にもとづく差別をしてはならない。
- 4 （ハラスメントの防止）会員は、研究・教育・学会活動・社会に対する発信等の場面において、公正かつ安全な研究・教育活動を損なう言動や行動をはじめとする、あらゆるハラスメント行為をしてはならない。
- 5 （研究実施上の配慮）会員は、他者や他機関の協力を得て調査と研究を実施する場合は、協力者のプライバシー、人権、名誉に配慮し、当該機関の定めるルールを遵守しなければならない。
- 6 （相互批判・相互検証の重要性）会員は、学会の内外で行われている研究の成果を尊重し、学術的な見地から、開かれた態度で相互批判・相互検証を行わなければならない。

（以上）